## 八幡平市除間伐等促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、公益的機能を高度かつ安定的に発揮する森林づくりを図るため、除伐、 保育間伐又は枝打ち(以下「除間伐等」という。)を行う場合に要する経費に対し、予算の 範囲内で補助金を交付することについて、八幡平市補助金等交付規則(平成17年八幡平市 規則第68号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 (補助金の交付対象者)
- 第2条 補助金の交付の対象となる者は、次の要件を全て満たす者とする。
  - (1) 市内において除間伐等を行う法人であること。
  - (2) 国、県又は市のこの要綱以外の制度による補助等を受けていないこと。 (補助金の交付対象経費及び補助額)
- 第3条 補助金の交付の対象となる経費及びこれに対する補助額は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助額
除間伐等に係る岩手県の定める森林整備事	補助対象経費の100分の85に相当する額以内
業標準単価に相当する経費	の額

(提出書類及び提出期日)

第4条 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表のとおりとする。

(書類の保管)

- 第5条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした関係書類を補助事業が完了した日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間保管しなければならない。 (その他)
- 第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

## 別表(第4条関係)

条項	提出書類及び添付書類	様式	提出期日
規則第3条の規	1 八幡平市除間伐等促進事業費補助	加様式第1号	別に定める。
定による書類	金交付申請書		
	2 事業計画書	様式第2号	
	3 収支予算書	様式第3号	
	4 その他市長が必要と認める書類		
規則第5条第1	1 八幡平市除間伐等促進事業変見	甲様式第4号	変更 (中止) の理由
項第2号から第	(中止) 承認申請書		が生じた日から起
4号までの規定	2 事業計画書		算して15日以内
により承認を受	3 収支予算書		
ける場合の書類	4 その他市長が必要と認める書類		
規則第12条の規	1 八幡平市除間伐等促進事業費補助	加様式第5号	補助事業が完了し
定による書類	金実績報告書		た日から起算して
	2 事業実績書	様式第2号	15日以内
	3 収支決算書	様式第3号	
	4 その他市長が必要と認める書類		
規則第14条の規	八幡平市除間伐等促進事業費補助金牙	交様式第6号	別に定める。
定による書類	付請求書		